

医科点数等Q & A

(在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料)

Q 1 在宅時医学総合管理料または施設入居時等医学総合管理料を算定した月に処方箋の交付がない場合は、処方箋無交付加算(300点)が算定できるが、以下の場合はどうか。

- ①状態が安定しているなどで投薬がなかった場合
- ②同一月に処方箋を交付した訪問診療と院内処方の訪問診療が混在した場合
- ③前月に2か月分の院外処方をしてあるため、今月には投薬がない場合

A 1 ①～③のいずれも処方箋無交付加算は算定できません。

Q 2 内服薬や外用薬等の投薬の部における薬剤については、当月すべて院内処方をしている場合で、当月中に在宅療養指導管理で使用する薬剤のみを処方箋で交付した場合、処方箋無交付加算は算定できるか。

A 2 算定できます。